

## < B S E リスク評価のために必要な情報に関する質問書（案）に 対して寄せられたコメント >

- 1) 2 ページ BSE リスク国からの輸入牛に関する情報の質問内容と重複するため、削除してはどうか。
- 2) 4 ページ BSE リスク国から輸入された MBM に関する情報の質問内容と重複するため、削除してはどうか。
- 3) 6 ページ BSE リスク国から輸入された動物性油脂に関する情報の質問内容と重複するため、削除してはどうか。
- 4) 8 ページ 乳牛及び肉牛における、ステージごとの代表的な飼料給与方法飼料給与方法について、記載内容が不明であり、具体例の提示が必要。  
また、ステージと週齢・月齢を同時に記載する必要があるでしょうか。なお、ステージという概念は、一般的ではないように思います。
- 5) 9 ページ 牛と豚・鶏の混合飼養の有無/飼養牛全体に占める混合飼養牛の割合「混合飼養」の意味が分かりにくい。牛用飼料が豚や鶏に給餌されていても問題ないが、その逆は問題あり。
- 6) 9 ページ 飼料製造施設数  
14 ページのレンダリング施設数同様、反すう動物及び反すう動物以外の動物用飼料を生産する混合施設数について、ラインの分離又は洗浄等、交差汚染防止対策を講じている施設数と講じていない施設数と分けて記載してはどうか。
- 7) 12 ページ 飼料サンプリングの詳細を下表に記入すること  
動物性たん白質全般の牛への給餌に関する規制について聞く必要あり。規制がなければ検査はしていないと考えられる。
- 8) 19 ページ 制度の概要について、以下を明記。  
(2) カテゴリー別の年間に推定される母集団（概数） カテゴリー別の年間頭数

9) 22 ページ 実施範囲 (地理的分布状況)

地理的分布状況と実施範囲は同義とは思えないので、意味がわかりません。ここは地理的分布状況についてのみ質問し、実施範囲については、19 ページの(1)実施対象に追加して質問してはどうか。

10) 30 ページ (2) 食肉検査官・獣医官の資格

獣医官の資格とは何か。

11) 35 ページ 規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

違法なスタンガンが使用されている可能性を調べるのでしょうか。どのような違反を想定しているのか不明。

12) 36 ページ 規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

規制があるか無いかを聞けばよいのではないかと。規制があった場合に、違反するとは考えにくい。

13) 43 ページ (2) 食肉検査官・獣医官の資格

獣医官の資格とは何か。

14) 別添 BSEリスク国

スウェーデンのGBRについては、非定型BSEが報告される以前のもので、現在の状況を反映していないと思います。スウェーデンについては、いつのGBRかを記載した方が良いでしょう。現在は、非定型BSEもイギリス型BSEと同様にGBRにカウントされています。

GBRの年月は追記済み

15) その他

全体として、回答欄の枠は不要ではないのか。

回答は英語で求めるのか。それとも母国語でも可能とするのか。中国・メキシコ等は、母国語で関連データを提出して頂き、食品安全委員会で翻訳するのが良いのではないのか。